

第2回 豊岡市農業委員会総会（定例会） 会議録

令和元年5月24日（金）

（豊岡市役所3階会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第5 第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第11号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第8 第12号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 第13号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

出席委員（18名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番 | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番 | 原 清 美 |
| 6 番 | 井 谷 勝 彦 | 7 番 | 田 中 直 喜 |
| 8 番 | 上 坂 光 広 | 9 番 | 水 嶋 義 彦 |
| 10 番 | 西 沢 泰 裕 | 11 番 | 宮 口 豊 隆 |
| 12 番 | 北 垣 裕 次 | 13 番 | 齋 藤 善 久 |
| 14 番 | 石 橋 重 利 | 15 番 | 尾 口 正 信 |
| 16 番 | 永 井 辰 正 | 17 番 | 村 田 憲 夫 |
| 18 番 | 大 原 博 幸 | 19 番 | 森 井 脩 |

欠席委員（1名）

- 5 番 蜂須賀 久 人

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。今日は第2回の総会ということでよろしくお願ひします。今、局長の方からありましたように本当に暑い日が続きます。昨日試しに田んぼの水温を測ってみました。36.2℃ありました。風呂に入っているようなものですから稲も赤くなってしまうんじゃないかと。ちなみに今朝も測ってみました。12.3℃でした。それだけ日中暑くなっているのかなと思ひました。今時分のこの高温は稲にとって良いのか悪いのか、おおわらいに聞いてみたいと思ひます。心配のむきもあります。今、局長の方からありましたように順調に天候が進んで、災害もなく豊作の秋が迎えられたらなと今から願っているところであります。今日はよろしくお願ひいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。
欠席の通告を受けております。5番 蜂須賀久人委員の通告を受けております。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。
行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。
以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。
ただいまの出席委員数は18名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただ今から第2回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。
本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件15件、証明案件8件、協議案件2件、合計26件です。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。
直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

13番 齋藤善久 委員

14番 石橋重利 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第2回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第2回総会（定例会）は、本日5月24日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

第8号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第4、第8号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、10番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 去る5月13日に9番 水嶋委員と現場確認を行いました。先ほど事務局から報告があったわけですが、その中で申請番号11番の案件なんですけれども、田畑含めて一括所有権の移転ということで、この中で言ったら254番、822番、1032番につきましては今後それなりの管理は期待できるんですけれども、その他の畑について若干遊休農地化しないかなという懸念がございますので、地元の委員または推進委員等、今後の動向を注視する必要があるかなと思っております。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番 永井委員。

○16番（永井 辰正） 申請番号13番の〇〇さん、82歳と高齢なんですけれども、大丈夫なんでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） 高齢ということで農業が大丈夫かというご質問でよろしいですか。

ご主人さん、家族の方5名おられまして、メインは82歳の方がされていまして、特に問題はないかなと思います。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第8号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第9号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第5、第9号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議

について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、11番 宮口委員、お願いします。

○現地調査員（宮口 豊隆） 12番の北垣委員と事務局2名で5月14日に現地確認させていただきました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第9号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第10号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第10号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な場合につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、 11番 宮口委員、 お願いします。

○現地調査員（宮口 豊隆） 5月14日、北垣委員と事務局2名で現地を確認させていただきました。事務局の説明で問題ないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第10号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第11号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第7、第11号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、 お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 去る5月13日、9番 水嶋委員と現場確認を行いました。その中で願出番号10番の案件、戸牧の案件で、昭和44年に母屋を増築し現在に至ると。このあと新築を予定されているというふうに聞いておりました、すでに第10号議案、農地法5条の申請許可出たんですけど、申請番号11番、進入路も関連したということで同時に申請されたんだなとみてとれました。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○事務局（宮崎 雅巳） 西沢委員さんが言われたように5条で同時に進入路の部分、建築法上間口との関係で5条申請されたのと、裏についても今回非農地で判断してそこに母屋を新築されるということです。特に今回は問題ないと思っております。

○現地調査員（西沢 泰裕） 現場確認は一応非農地ということで現場確認させていただいたんですけども、今日この場で5条申請について初めて見させてもらったということで、これは関連あるなど判断して報告しました。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第11号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第12号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第8、第12号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第12号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第13号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長（森井 脩） 日程第9、第13号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第13号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

高尾委員。

○3番（高尾 利美） 前後して申し訳ないんですけども、行政報告についてお伺いしたいことがあります、よろしいですか。

4月委員会の日に食農教育のことなんですけれども、申し込みが1件しかなかったということで局長からご報告いただいたと思うんですけども、ここを見ますと5月14日に食農教育事業を五荘奈佐幼稚園で食農教育をされているということですが、農業委員、推進委員、事務局の方も参加されているということだったんですが、この内容について少しお伺いしてもよろしいでしょうか。

○事務局（上阪 善晴） こちらにつきましては、五荘奈佐幼稚園の方から、急なことなんですけれども、去年までしていただいていた農家の協力が得られなかったということで、実施日より1週間ほど前なんですけれども、応援をいただけないかという連絡が入りまして、急遽、担当地区の農業委員さん、推進委員さんにお声がけをさせていただいて実施させていただいたものでございます。田植です。以上です。

○3番（高尾 利美） 五荘奈佐幼稚園がされていた水田に田植をされたということによろしいんですか。

○事務局（上阪 善晴） 別の箇所です。

○18番（大原 博幸） 面積が、間口10メートル、奥行き5メートルぐらいの小さいところ。当時40人年長さんの組がいて、大変でした。年長さんはどっかで遊んでいるというふうな雰囲気、和やかに私がしました。

印のところに植えていただくんですけども、苗をこうして持つって教えるんですけども、こんなところを持ってぎやってやるもんやから折れて沈んだりとかいろんなありましたけれども、まあごちゃごちゃですわ。あとの耕作者の人大変だと思いますわ。それも楽しみでまた秋稲刈りの体験があるようなんで楽しんでもらいたいなと思います。

○議長（森井 脩） 急遽申し出があり、対応したということのようです。

それでは、先ほどお諮りしましたように、本会議をこれで終結してよろしいでしょうか。（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和元年度第2回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時22分閉会